

令和6年度国産飼料増産対策事業

実施主体

公 募 要 領

令和6年2月

農林水産省畜産局

第1 総則

国産飼料増産対策事業に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるとおりとします。

なお、本公募は、令和6年度予算の成立を前提として行うため、今後変更があり得ますのであらかじめ御承知おきください。

第2 目的

本事業は、飼料生産組織の人材確保・育成の取組、子実用とうもろこし等国産濃厚飼料の生産・利用を図るための実証の取組を支援することを目的とします。

第3 公募対象事業の事業内容及び応募者の要件等

1 公募対象事業の内容等

公募対象事業の内容、補助率等は、別表1の「事業メニュー及び内容等について」のとおりとします。

2 応募の要件

公募対象事業の応募者の要件は、別表2の「事業内容及び応募者の要件について」のとおりとします。

3 申請人

公募対象事業の応募者は、応募に当たって、当該組織の代表権者又は代表権者の承認を得た事業代表者（以下「事業代表者」という。）を申請人とするを要することとします。この場合において、事業代表者は、補助事業期間中、日本国内に居住し、事業の管理及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であることとします。

第4 補助対象経費の範囲

1 公募対象事業の補助の対象となる経費は、第3の1の事業内容の実施に直接必要な別表3の「補助対象経費について」に記載されているもののうち、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。

2 応募に当たっては、補助事業期間中における所要額を申請していただきますが、事業実施計画等の審査の結果、申請のあった金額から減額する場合があります。

なお、補助事業等で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご注意ください。

3 申請額については千円単位で計上してください。なお、補助金の支払は、原則として、事業終了後の精算払となります。

第5 申請できない経費

1 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとします。

(1) 不動産取得に関する経費

(2) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価とし

て労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、賞与その他の各種手当）

- (3) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (4) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
- (6) 国の他の事業による補助金を受けた経費
- (7) その他当該事業の実施に関連のない経費

第6 事業実施期間

公募対象事業の実施期間は、令和6年度中とします。

第7 事業実施主体の審査

1 審査の方法

(1) 全国組織事業

別表1の1の全国組織事業について事業実施主体となりうる候補（以下「事業実施主体候補者」という。）の選定は、農林水産省畜産局（以下「畜産局」という。）において、審査して行うものとします。審査の過程は応募者に通知しないものとし、問合せにも応じないものとします。また、提出書類は返還しませんので御了承ください。

(2) 地域組織事業

別表1の2の地域組織事業についての事業実施主体候補者は、応募者が所在する地域を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）において、第11の2の(3)に掲げる書類について確認を行い、申請内容等について審査して行うものとします。応募内容について確認が必要な場合には、必要に応じ、地方農政局から提出書類の内容について問合せをすることがあります。審査の過程は応募者に通知しないものとし、問合せにも応じないものとします。また、提出書類は、返還しませんので御了承ください。

2 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

- (1) 提出された申請書類について、応募要件（応募者の要件、事業期間等）及び事業実施計画の内容についての形式審査を実施します。

なお、応募要件を満たしていないものについては、(2)以降の審査の対象から除外されます。

- (2) 審査は、3に掲げる審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募者に対しヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとします。

また、必要に応じて、技術的・専門的な知見を有する者からの意見を聴取することができるものとします。

(3) (2)の結果を踏まえ、事業実施主体候補者を選定します。

3 審査の観点

審査の観点は、以下のとおりです。

(1) 事業執行体制の妥当性

事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。

(2) 事業執行方法の妥当性

取組内容、取組手法が明確であるか。

(3) 事業計画等の妥当性

① 事業計画等（事業内容、事業費等）が適当であるか。

② 本事業の実施能力を有しているか。

(4) 補助金管理体制の妥当性

補助金の管理が適正に行われるよう、会計規程を整備済みであり、適正な執行体制を有しているか。

決算時において、財務状況が健全な団体であるか。

(5) 交付決定取消の原因となる行為の有無

応募書の提出から過去3年以内に国からの交付決定取消を受けていないか。

(6) その他考慮する事項

事業ごとに①及び②について考慮。

① 障害者の就労の有無

障害者が就労しているか(就労している場合は加点される事業があります。)

② みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無

事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて受益する者が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は基盤確立事業実施計画の認定を受けているか（認定を受けている場合は加点される事業があります。）。

4 審査結果の通知等

審査の結果（採択又は不採択）については、事業実施主体候補者を決定次第、畜産局又は地方農政局より速やかに応募者に対して通知します。

なお、審査結果の通知については、事業実施主体候補者となった旨を通知するものであり、別途必要な手続を経て、正式に補助金の交付決定が行われることとなります。

第8 事業の実施について

本事業は、令和6年度予算の成立後に施行する「国産飼料増産対策事業補助金交付等要綱」及び「国産飼料増産対策事業実施要領」（以下「要綱等」という。）に従い、事業を実施していただくこととなります。

第9 重複申請等の制限

応募者が、次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消されるものとします。

- 1 同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金の交付を受けている場合又は採択が決定している場合

なお、他の事業への申請段階（採択が決定していない段階）での本事業への申請は差し支えないものとしますが、他の事業への申請内容、採択の結果により、本事業の審査対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消される場合があるものとします。

- 2 不適正経理に伴う応募資格の停止

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加を認めないこととします。

第10 採択後の事業代表者の責務等

補助金の交付決定を受けた事業代表者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとします。

- 1 事業の推進

事業代表者は、要綱等を遵守し、事業実施上のマネジメント、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならないものとします。

特に、交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て事業代表者の下で一括して行うものとします。

- 2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとします。

- (1) 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）等が適用されるものとします。
- (2) 「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知）に基づき、畜産局長は補助事業等の厳正かつ効率的な執行を遵守することとされたことを踏まえ、事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、計画的かつ的確に遂行しなければならないものとします。
- (3) 事業の一部を他の民間団体等に委託した場合、事業代表者は、補助事業全体の責任者として、配分先における補助金の経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等、以下同じ。）状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することにならないよう十分注意するとともに、会計検査担当者と協力して、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めなければならないものとします。
- (4) 事業代表者及び事業の一部の委託を受けた民間団体等は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の

効率的使用に努めるものとします。

- (5) 補助金の交付を受けた事業実施主体及び事業の一部の委託を受けた民間団体等は、補助金に係る経理管理を、当該組織の会計部局等において実施するものとします。

なお、特殊な事情により、当該組織の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認めた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとします。

- (6) 補助事業の実施に当たり、人件費を補助対象とする場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき人件費を算定するものとします。

3 事業成果等の報告及び発表

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、必要な報告を行わなければならないものとします。

また、農林水産省は報告のあった成果を事業実施主体の承諾を得て公表できるものとします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出しなければなりません。

第 11 応募方法等

1 応募書の作成及び提出

別記様式により、応募書を作成し、提出期間内に提出してください。

2 応募方法

提出期間、提出先及び提出書類等については以下のとおりです。

(1) 提出期間

全国組織事業：令和 6 年 2 月 13 日（火曜日）から令和 6 年 3 月 5 日（火曜日）17 時まで（必着）

地域組織事業：令和 6 年 2 月 13 日（火曜日）から令和 6 年 3 月 5 日（火曜日）17 時まで（必着）

とします。

(2) 提出先・問合せ先

① 全国組織事業

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省 畜産局（「別表 1 の 1」の「提出先」の欄を参照。）飼料課：電話：03-3502-5993

メールアドレス：jikyuu-kobo@maff.go.jp

② 地域組織事業

・応募者の所在地：北海道

北海道農政事務所生産支援課

〒064-8518 札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22

電話：011-350-7656（直通）

メールアドレス：rakuchiku_hn@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東北農政局生産部畜産課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1

電話：022-221-6198（直通）（内線 4093）

メールアドレス：tohoku_chikusan_info@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

関東農政局生産部畜産課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

電話：048-740-0027（直通）

メールアドレス：tikusan_kanto@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：新潟県、富山県、石川県、福井県
北陸農政局生産部畜産課

〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60

電話：076-232-4317（直通）

メールアドレス：tikusan_hokuriku@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：岐阜県、愛知県、三重県
東海農政局生産部畜産課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2

電話：052-223-4625（直通）

メールアドレス：tokai_chikusan_info@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿農政局生産部畜産課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町

電話：075-414-9022（直通）

メールアドレス：kinki_chikusan_siryo@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

中国四国農政局生産部畜産課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1

電話：086-224-4511（代表）

メールアドレス：tikusan_ka_chushi@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県

九州農政局生産部畜産課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1

電話：096-300-6279（直通）

メールアドレス：kyusyu_chikusan@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：沖縄県

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課畜産振興室

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

電話：098-866-1653（直通）

メールアドレス：okinawa.chikusan.v4f@ogb.cao.go.jp

(3) 提出書類

以下の書類を提出してください。提出書類は返還しません。また、機密保持には十分配慮します。

- ・ 応募申請書類チェックシート（別添1）
- ・ 国産飼料増産対策事業実施主体応募書（別添2）
- ・ 事業実施計画書（要綱等に定める事業内容ごとの事業実施計画の様式に準じて作成）
- ・ 応募者の経歴（概要）、応募者の定款（又は規約）など応募者の活動が分かる資料

- ※ 応募書類の提出は、原則として「郵送、電子メール、又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には提出先に連絡して確認の上、「持参」することができません。なお、電子メールでの提出の場合は、提出先に連絡してください。
- ※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって郵送してください。提出書類一式を1つの封筒に入れ、「国産飼料増産対策事業実施主体応募書在中」と表に朱書きをして提出してください。なお、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。
- ※ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領を熟読の上、注意して御提出ください。
- ※ 応募書類の差替えは固くお断りいたします。
- ※ 応募書類はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出してください。（様式は農林水産省ホームページからダウンロードできます。）
- ※ 応募書類を電子メールにより提出する場合には、電子メールの件名を「国産飼料増産対策事業の応募書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載した上で、提出先のメールアドレスに送付してください。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その○（○は連番）」としてください。

また、送付後、必ず、メールが届いていることの確認を提出先に行ってください。

※ 応募申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

第12 公示への委任

この要領に定めるもののほか、本事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。

公示は、農林水産省のホームページに掲載することにより行います。

別記様式

番 号
年 月 日

(全国組織事業の場合)
農林水産省畜産局長 殿

(地域組織事業の場合)
〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住所
称号又は名称
代表者氏名

国産飼料増産対策事業実施主体への応募について

国産飼料増産対策事業に係る公募要領第 11 の 1 に基づき、別添のとおり応募します。

添付資料

〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇

※複数の事業に応募する場合は、それぞれの事業ごとに別添を作成し、本様式に添付し、提出して下さい。

別添 1

応募申請書類チェックシート

| | |
|--------------|--------------------|
| 応募事業名 | 国産飼料増産対策事業 (〇〇) |
|--------------|--------------------|

注：(〇〇)については、別表2の1及び2の「事業名」及び「事業メニュー」欄の事業のうち応募する事業名を記載する。

| 応募者 チェック欄 | 様式 | 申請書類 |
|--------------------------|----------|--|
| <input type="checkbox"/> | 別記様式 | 公募申請書 |
| <input type="checkbox"/> | 別記様式 別添1 | 応募申請書類チェックシート |
| <input type="checkbox"/> | 別記様式 別添2 | 国産飼料増産対策事業実施主体応募書 |
| <input type="checkbox"/> | 実施計画書様式 | 事業実施計画書 |
| <input type="checkbox"/> | | 応募団体の概要、定款（又は規約）、業務方法書など活動が分かる資料 |
| <input type="checkbox"/> | | 直近の総会資料（財務諸表を添付すること） ※事業実施主体の分のみで可。 |

注1：申請書類について漏れがないかチェックのうえ、郵送時は本紙も提出してください。

2：本紙は、応募1件ごとに1枚作成してください。

別添 2

国産飼料増産対策事業実施主体応募書

| | |
|-------|--|
| 応募事業名 | |
|-------|--|

| |
|--|
| <p>受付番号</p> <p>※ 応募者は記入し ないこと。</p> |
| |

(注) 応募事業名には別表 2 の 1 又は 2 の 2 の「事業名」及び「事業メニュー及び内容」欄のうち応募する事業名を記載する。

1 応募者の概要

- ・次の項目について記載

| | | |
|----------------|---|--|
| 事業実施主体 | | |
| 申請者 (事業代表者) | 所 属 機 関 所 属 部 署 職 名 氏 名 〒 住 所 TEL メールアドレス | |
| 会計担当者 | 所 属 機 関 所 属 部 署 職 名 氏 名 〒 住 所 TEL メールアドレス | |
| 事務連絡先 | 所 属 機 関 所 属 部 署 職 名 氏 名 〒 住 所 TEL メールアドレス | |

2 事業執行体制について

- ・次の項目について具体的に記載
 - ① 事業を執行するための人員、事務処理体制、管理体制について
 - ② 組織のフロー図（既存の印刷物等のコピーでも可）

3 事業執行方法について

- ・次の項目について具体的に記載
 - ① 取組内容、執行手法は明確であるか。

4 事業計画等について

- ・次の項目について具体的に記載
 - ① 事業実施計画等が適当であるか。
→（※ 事業実施計画書及びその他申請書類を添付）
 - ② 本事業の実施能力を有しているか。

5 補助金管理体制について

- ・次の項目について、具体的に記載
 - ① 会計規程の整備及び執行体制について
 - ② 現在の財務状況について

6 応募書の提出から過去3年以内に交付決定取消を受けていないか

- ・受けていない場合は、右の□に✓を記入

7 その他考慮する事項

(1) 障害者の就労について

- ・障害者が就労している場合は、右の□に✓を記入

※該当する場合、審査において加点される事業があります。

(2) みどりの食料システム法に基づく計画の認定状況について

- ・事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて受益する者がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合は、右の□に✓を記入

※該当する場合、審査において加点される事業があります。✓を記入する場合は、当該計画と当該計画に係る認定書を添付してください。

(注)内容は追加的に照会する必要があるよう、公募要領における審査の観点を踏まえ、具体的に記入すること。(特に枚数は問わない。)

(別表1の1)

事業メニュー及び内容等について (全国組織事業)

| 事業名 | 事業メニュー及び内容 | 補助率 | 提出先 |
|--------------------|--|---|----------------------------|
| 1 飼料生産組織の人材確保・育成支援 | (1) 人材確保・育成支援 ① 人材確保のための採用活動に係る取組 ② 採用者のための研修の実施に係る取組 (2) 免許取得・資格取得支援 ① 免許取得・資格取得支援のための取組 (3) 飼料生産組織における人材確保・育成のための推進活動等に係る取組 | 定額 1人あたり30万円を上限 1人あたり60万円(月当たり10万円)を上限 定額 免許取得1人あたり20万円を上限 資格取得1人あたり1万円を上限 定額 実施要領別紙1別表1に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な経費 | 農林水産省畜産局 飼料課 飼料生産振興班 |
| 2 国産濃厚飼料生産の推進 | (1) 未利用資源等の利用技術実証・普及 ① 未利用資源等利用技術普及 ア 未利用資源等有効活用調査 イ 講習会の開催等 | 定額 | 農林水産省畜産局 飼料課 飼料利用調整班 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | ウ 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進 エ 高付加価値畜産物の流通・販売の促進 | | |
|--|---|--|--|

(別表1の2)

事業メニュー及び内容等について (地域組織事業)

| 事業名 | 事業メニュー及び内容 | 補助率 | 備考 |
|---------------|---|----------------|---|
| 1 国産濃厚飼料生産の推進 | (1) 国産濃厚飼料の生産技術実証 ① 国産濃厚飼料生産技術実証推進 ② 国産濃厚飼料生産技術実証 | 定額 1 / 2 以内 | 1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査(採点)結果を畜産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。 (1) 審査点数の高いものから順に予算を配分。 (2) 同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。 2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。 |
| | (2) 未利用資源等の利用技術実証・普及 ① 未利用資源等利用技術実証 ア 未利用資源等利用計画の策定 イ 未利用資源等利用体制の構築に必要な実証 ウ 未利用資源等利用体制の構築に必要な調査・分析等 | 定額 | 1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査(採点)結果を畜産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。 (1) 審査点数の高いものから順に予算を配分。 (2) 同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。 |

| | | | |
|--|--|--|--------------------------------|
| | | | 先。 2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。 |
|--|--|--|--------------------------------|

(別表 2 の 1)

事業内容及び応募者の要件について (全国組織事業)

| 事業名 | 事業メニュー | 要件 |
|--------------------|--|---|
| 1 飼料生産組織の人材確保・育成支援 | (1) 人材確保・育成支援 (2) 免許取得・資格取得支 (3) 飼料生産組織における人材確保・育成のための推進活動等に係る取組 | 次の(1)を満たす団体であって、(2)から(8)までのいずれかに該当する者とする。 (1) 次に掲げる全ての要件を満たす団体 ① 本事業を的確に実施することができる能力を有し、農業人材に関する専門的な知識を有すること。 ② 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。)を備えていること。 ③ 主たる事業所が日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。 (2) 農業協同組合又は農業協同組合連合会 (3) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) (4) 民間企業 (5) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人 (6) 事業協同組合又は事業協同組合連合会 (7) 学校法人 (8) 特定非営利活動法人 |
| 2 国産濃厚飼料生産の推進 | (2) 未利用資源等の利用技術実証・普及 ① 未利用資源等利用技術 | 次の(1)及び(2)に該当する民間団体であること。 (1) 次の①から④を満たすこと。 ① 全国的な観点から本事業の目的を達成するための検討会等の実施が可能な民 |

| | | |
|--|----|---|
| | 普及 | <p>間団体であること。</p> <p>② 畜産経営における飼料の実態に精通しているとともにエコフィード等の生産、流通、利用等について必要な知識及び専門技術について豊富な知見を有していること。</p> <p>③ 民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等との連携の下、全国的な視点で関係者等からの意見聴取、各種調査、課題の検討及び普及・推進をすることが可能であること。</p> <p>④ 本事業に係る会計処理等について適切な事務能力等を有すること。</p> <p>(2) 次の①から⑨までのいずれかに該当すること。</p> <p>① 民間企業</p> <p>② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）</p> <p>③ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）</p> <p>④ 学校法人</p> <p>⑤ 特定非営利活動法人</p> <p>⑥ 独立行政法人</p> <p>⑦ 特殊法人</p> <p>⑧ 認可法人</p> <p>⑨ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）</p> |
|--|----|---|

(別表 2 の 2)

事業内容及び応募者の要件について（地域組織事業）

| 事業名 | 事業メニュー | 要件 |
|---------------|---|---|
| 1 国産濃厚飼料生産の推進 | (1) 国産濃厚飼料の生産技術実証 ① 国産濃厚飼料生産技術実証推進 ② 国産濃厚飼料生産技術実証 | 1 事業実施主体は次の(1)から(10)までに掲げる者とする。 (1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会 (2) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。） (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。） (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。） (6) 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下のア又はイに該当するものを除く） ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が 300 人を超えるもの イ その総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上がアに掲げるもの（(2)又は(4)）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの (7) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの (8) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 (9) 協議会（次のアからウまでの全ての要件に適合している場合に限る。） |

| | | |
|--|-----------------------------|--|
| | | <p>ア 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。</p> <p>イ 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。</p> <p>ウ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p> <p>(10) その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)</p> <p>2 主な事業実施要件として、令和5年度畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち飼料生産利用体系高効率化対策のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策に取り組み、継続して事業の実施を希望する場合（連続した3年以内に限る）は、次の（1）から（4）までのいずれかを満たす目標を設定すること。なお、新たに国産濃厚飼料の生産に取り組む場合は、（4）の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 基準年度の実績に比べ、目標年度の作付面積が5%以上増加すること。（生産モデル支援のみ対象）</p> <p>(2) 基準年度の実績に比べ、目標年度の単収が5%以上増加すること。ただし、とうもろこしを生産する場合において、基準年の単収が10a当たり800kg以上1,000kg未満の場合は、目標年度の単収が3%以上増加すること、基準年の単収が10a当たり1,000kg以上の時は、1%以上増加すること。</p> <p>(3) 基準年度の実績に比べ、目標年度の生産コストが3%以上低減すること。</p> <p>(4) 基準年度以前の生産における課題解決のため、新たな作付け方法等の実証等を目標年度までに行うこと。（生産実証支援のみ対象）</p> |
| | <p>(2) 未利用資源等の利用技術実証・普及</p> | <p>1 事業実施主体は、次の（1）から（11）までに掲げる者とする。</p> <p>(1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>① 未利用資源等利用技術 実証</p> | <p>(2) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）</p> <p>(3) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）</p> <p>(4) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。</p> <p>(5) 未利用資源等を提供又は収集する者、飼料を製造する者、その製造した飼料を利用する畜産農家等が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあり、3人以上で構成されているものに限る。）</p> <p>(6) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>(7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(8) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）</p> <p>(9) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）</p> <p>(10) 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）又はその関連事業を事業として営むもの（次のア又はイに該当するものを除く）</p> <p>ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員数が300人を超えるもの</p> <p>イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規程により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（（3）又は（8）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの</p> <p>(11) 協議会（次のアからウまでの要件に適合している場合に限る。）</p> <p>ア 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により構成されていること。</p> |
|----------------------------|--|

| | |
|--|--|
| | <p>イ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等にかかる規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。</p> <p>ウ 協議会規約において、一の手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p> <p>2 事業実施要件は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 未利用資源等生産利用体制構築</p> <p>(ア) 事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、エコフィード等に係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(イ) 事業実施主体は、事業実施計画を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。なお、目標設定に当たっては、事業開始年度の前年度を基準年とし、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とした上で、地域の課題解決等に資する目標を設定すること。</p> <p>(ウ) 事業実施主体は、未利用資源等利用計画の策定及びエコフィード等の製造実証の取組を必須とする。</p> |
|--|--|

(別表 3)

補助対象経費について

I 共通経費

| 費目 | 細目 | 内容 | 留意事項 |
|-----|-------|--|--|
| 備品費 | | 事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。） | ・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、入札に至らなかった場合は原則 3 社以上の見積もりによる随意契約とすること。 |
| 事業費 | 会場借料 | 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 | |
| | 通信運搬費 | 事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代にかかる経費 | ・切手は物品受払簿で管理すること。 |
| | 借上費 | 事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上経費 | |
| | 印刷製本費 | 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費 | |
| | 資料購入費 | 事業を実施するために直接必要な図書、参考文献にかかる経費 | ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。 |
| | 原材料費 | 事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料にかかる経費 | ・原材料は物品受払簿で管理すること。 |
| | 普及啓発費 | 事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバ利用料等の経費 | |
| | 消耗品費 | 事業を実施するために直接必要な以下の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3 万円未満のものに限る。） ・ CD-ROM 等の記録媒体（3 万円未満のものに限る。） ・ 試験等に用いる器具等（3 万 | ・消耗品は物品受払簿で管理すること。 |

| | | | |
|-----|--------------|--|--|
| | | 円未満のものに限る) | |
| | 光熱水費 | 事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費 (ただし、基本料金は除く。) | |
| | データ収集・処理・分析費 | 本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費 | |
| 旅費 | 委員旅費 | 事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 | |
| | 調査旅費 | 事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費 | |
| | 講師旅費 | 本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 | |
| 謝金 | | 事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 |
| 賃金 | | 事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 |
| 委託費 | | 本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未滿とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外し |

| | | | |
|-------|---------|--|--------------|
| | | | た実費弁済の経費に限る。 |
| 役務費 | 試験・分析費 | 事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費 | |
| | その他役務費 | 事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは成り立たない業務の役務等に係る経費 | |
| 雑役務費 | 手数料 | 事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 | |
| | 印紙代 | 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費 | |
| | 社会保険料 | 事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費 | |
| | 通勤費 | 事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費 | |
| 事業推進費 | 事業推進事務費 | 本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費 | |

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

II 事業別経費

1 飼料生産組織の人材確保・育成支援

| 費目 | 細目 | 内容 | 留意事項 |
|-----|------|--|------|
| 事業費 | 事業経費 | 人材確保・育成に関連して行う採用活動、研修、免許・資格を取得する取組に対する支援、推進活動及び取組確認等に必要な経費 | |

2 国産濃厚飼料の生産技術実証

(1) 国産濃厚飼料の生産技術実証

| 費目 | 細目 | 内容 | 留意事項 |
|-----|--------------|--------------------------|------|
| 事業費 | データ収集・処理・分析費 | 本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処 | |

| | | | |
|--|--|------------|--|
| | | 理・分析に必要な経費 | |
|--|--|------------|--|

(2) 未利用資源等の利用技術実証・普及

① 未利用資源等利用技術普及

オ 高付加価値化畜産物の流通・販売の促進

| 費目 | 細目 | 内容 | 留意事項 |
|-----|------|------------------------------|---|
| 事業費 | 認証等料 | 本事業を実施するために直接必要な認証等の支援に必要な経費 | エコフィールド認証及びエコフィールド利用畜産物認証の申請者が認証機関等に支払う費用に対し支援する額は、その費用の1/2以内とする。 |